

初診日で判断か

傷病手当金に関する時効

問

従業員から傷病手当金を請求したいといわれたのですが、聞くと症状が出始めたのは2年以上も前でした。今でもたまたま休むようですが、時効について、どのように考えればいいのでしょうか。

労務不能の日ごと進行

答

健保法 193 条に時効の規定があります。「保険給付を受ける権利は、行使できるときから2年を経過したときは時効によって消滅する」としています。療養の給付、出産育児一時金や高額療養費などを現物給付として受ける場合は通常問題とはなりません。傷病手当金の消滅時効でポイントとなるのは起算日です。傷病手当金は、「労務不能であった日ごとにその翌日」が起算日となり、そこから消滅時効がスタートします（昭 30.9.7 保険発 199 号の 2 号）。症状が出たのが2年前でも、以後、労務に服することができない期間（健保法 99 条）があるかの確認は必要でしょう。ただ、3日連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があることなどの条件があります。この3日には、公休日や年休取得日を含みます（その他、医師の証明を得られるかどうかもあります）。